

阿賀野市告示第63号

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

阿賀野市長 田中清善

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| 1 | 区域変更の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 | 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和6年3月27日 |